

# 定 款

2022年6月29日改正

酒井重工業株式会社

# 第1章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社は、酒井重工業株式会社と称する。  
英文では SAKAI HEAVY INDUSTRIES, LTD. と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 建設、土木、鉱山用機械、産業機械ならびにその部分品の製造、解体整備および売買
  2. 産業用車両、鉄道用車両ならびにその部分品の製造、解体整備および売買
  3. 自動車、特殊自動車ならびにその部分品の製造、解体整備および売買
  4. 歯車類の製造および売買
  5. 前第1号、第2号または第3号の製品を使用する道路工事、下水道工事  
その他土木建設工事の設計、施工、管理および請負
  6. 一般商品の輸出入ならびに売買
  7. 廃棄物処理装置の製造、整備、売買および設置工事
  8. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

- 第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
  2. 監査等委員会
  3. 会計監査人

(公告方法)

- 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1,499 万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

### (招 集)

第 1 2 条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第 1 3 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### (招集権者および議長)

第 1 4 条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (電子提供措置等)

第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

### (決議の方法)

第 1 6 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第 1 7 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員 数)

- 第18条 当社の取締役（監査等委員である者を除く）は、15名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第20条 取締役（監査等委員である者を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役等)

- 第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く）から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く）から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 2 3 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の省略)

第 2 4 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 2 5 条 会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、当社は重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 2 6 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(責任限定契約)

第 2 7 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、業務執行取締役等以外の取締役の間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 計 算

(事業年度)

第 2 8 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 2 9 条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、剰余金の配

当（中間配当）を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 30 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

当会社は、第 67 回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の社外監査役（社外監査役であった者を含む）の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 30 条の定めるところによる。